

令和6年 **7**月の**安らぎ**通信



「内水氾濫」での住宅被害 簡易判定の新基準

内閣府、公的支援を迅速化

*内閣府は、下水道や水路から排水しきれない雨水があふれる「内水氾濫」に伴う住宅の被害状況を自治体職員が簡易に判定する基準を設けました。

*住宅内に入らず、玄関先で浸水した深さを測るだけで判断するのが特徴。

*被災者が速やかに公的支援を受けられるようにするのが狙い。

*公的支援を受けるには、住宅の被害判定を基に自治体で作る罹災証明書が必要。

*判定は「全壊」から「一部損壊」の6段階。

*新基準は「全壊」を除く5段階で判定。

(2024年6月17日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)



下水道8割 更新資金不足 使用料収入で捻出できず

自治体が補填、効率化課題

*自治体が運営する下水道事業で、およそ8割が施設更新に必要な資金を使用料の収入で捻出できていません。

*耐震工事など将来への備えが不十分になる恐れも。

*下水道事業は住民が支払う使用料の収入で支出を賄うのが原則。

*足りない分は自治体の一般会計からの繰り入れや地方債の発行で補えます。

(2024年6月18日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)



防災情報 危険警報を新設 気象庁

5段階再編、レベル4に

- *気象庁と国土交通省は「防災気象情報」を再編。
- *4種類の災害の危険度を5段階で示します。
- *「洪水」「大雨」「土砂災害」「高潮」の4パターンに整理。
- *最もリスクの高いレベル5相当の特別警報の次にレベル4相当の危険警報を新設。
- *5段階のレベルの数字を情報の冒頭に付けて直感的に警戒度を伝えやすくします。
- *2026年に運用を始めます。

(2024年6月19日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

